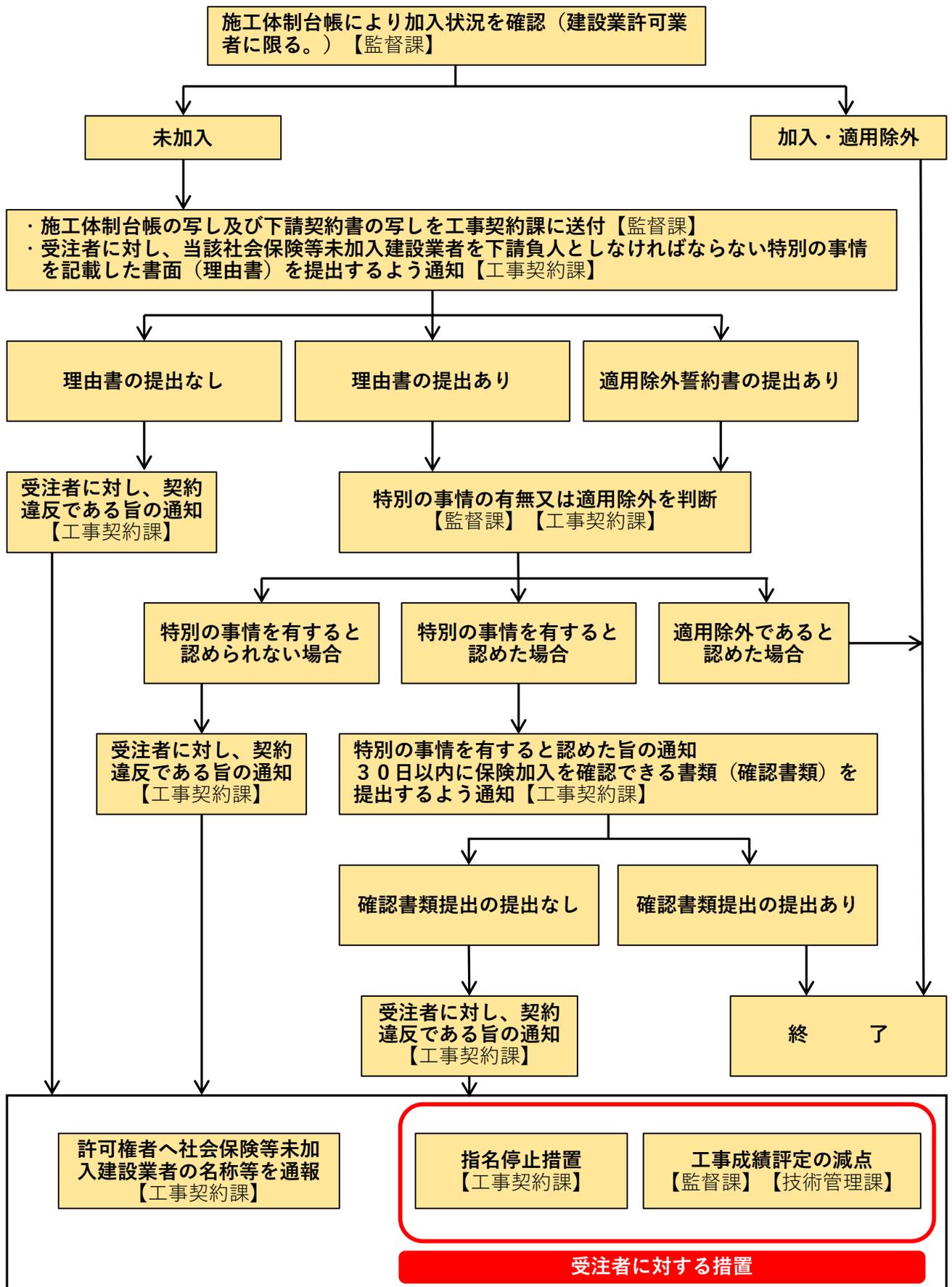


社会保険等未加入対策に係る手続きフロー

〈一次下請：令和2年（2020年）4月16日～〉



社会保険等未加入対策に係る手続きフロー

〈二次以下の下請：令和3年（2021年）4月16日〜〉

施工体制台帳により加入状況を確認（建設業許可業者に限る。）【監督課】

未加入

加入・適用除外

- ・施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを工事契約課に送付【監督課】
- ・受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（理由書）を提出するよう通知【工事契約課】

理由書の提出なし

理由書の提出あり

理由書が提出できない相当の理由あり

適用除外誓約書の提出あり

提出期間の延長の通知【工事契約課】

受注者に対し、契約違反である旨の通知【工事契約課】

特別の事情の有無又は適用除外を判断【監督課】【工事契約課】

特別の事情を有すると認められない場合

特別の事情を有すると認めた場合

適用除外であると認めた場合

受注者に対し、契約違反である旨の通知【工事契約課】

特別の事情を有すると認めた旨の通知【工事契約課】

確認書類提出の提出なし

確認書類提出の提出あり

社会保険等への加入指導

終了

許可権者へ社会保険等未加入建設業者の名称等を通報【工事契約課】

指名停止措置【工事契約課】

工事成績評定の減点【監督課】【技術管理課】

受注者に対する措置